

日本児童英語教育学会(JASTEC) 会則

- 第1条 本学会は、日本児童英語教育学会（英名：The Japan Association for the Study of Teaching English to Children: 略称：JASTEC）と称する。
- 第2条 本学会は、本部および本部事務局をおく。また、関東甲信越、中部、関西、中国・四国、および九州・沖縄にそれぞれ支部をおく。本部、本部事務局および各支部の事務局は、日本児童英語教育学会（JASTEC）運営細則（以下、運営細則という）において定める。
- 第3条 本学会は、主として幼児・児童を対象とする英語教育について理論および方法を検討し、あわせて会員相互の研究上の連絡、提携をはかることを目的とする。
- 第4条 本学会はその目的を達成するために、次の事業をおこなう。
- ① 幼児・児童を対象とする英語教育についての調査、研究、紹介。
 - ② 幼児・児童を対象とする英語教育についての研究発表会、講演会、研修会などの開催。
 - ③ 研究紀要および各種出版物の発行。
 - ④ 内外の関係諸団体との資料交換ならびに研究の提携。
 - ⑤ その他
- 第5条 本学会は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。また、各支部は、必要に応じて研究部会および研究プロジェクト・チームを設けることができる。
- 第6条 本学会の会員は、本学会の趣旨に賛同し、運営細則において定める会費の納入する個人および団体とする。
- 第7条 本学会の会員は、次の4種類とする。
- ① 一般会員（個人）
 - ② 賛助会員（団体または法人）
 - ③ 団体会員（任意のグループ）
 - ④ 学生会員（学部学生に限る）
- 第8条 本学会の会員は各種情報および資料の配布を受け、研究および発表の便宜が与えられる。各種会員の受ける便宜の範囲は、運営細則において定める。
- 第9条 本学会は、次の役員をおく。
- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| ① 会長 | 1名 | ② 副会長 | 2名 |
| ③ 事務局長 | 1名 | ④ 理事 | 若干名 |
| ⑤ 会計監査 | 2名 | ⑥ 運営委員 | 若干名 |
- また、必要に応じて顧問、特別顧問および名誉会長を設けることができる。

第10条 本学会の役員は、毎年1回以上開催する役員総会で選出し、総会で承認を得る。任期および選任の方法は次の規定に従う。

(1) 理事、会計監査、および運営委員の任期は、いずれも西暦偶数年の4月1日から2年間とする。再任は次の場合を除き、これを妨げない。

① 新たな任期が始まる時点で満70歳を超えている場合。

② 理事として連続5期10年の任期が満了した直後の任期にあたる場合。

ただし、本人が希望し、学会運営において必要な方であると判断した場合、再任を妨げない。

(2) 会長、副会長および事務局長の任期は、いずれも西暦偶数年の4月1日から2年間とし、会長の再任は連続2期4年まで、副会長の再任は連続3期6年まで、事務局長の再任は連続3期6年までとする。また、支部長の再任は連続3期6年までとする。ただし、いずれも1期以上休んだ場合は再任を妨げない。

(3) 会長、副会長、および事務局長の選任は、役員の投票による。

(4) 定年を迎えた理事のうち、会長を2期4年、または副会長を3期6年経験し、学会の発展に著しく貢献した方、および、これに準ずる方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、顧問とする。なお、会長を4期8年以上経験し、学会の発展に著しく貢献した方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、特別顧問とする。また、会長を5期10年以上経験し、学会の発展に著しく貢献した方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、名誉会長とする。なお、顧問、特別顧問および名誉会長は役員会にオブザーバーとして出席し、求めに応じて意見を述べることができる。なお、顧問、特別顧問および名誉会長については、会費の徴収を行わない。

第11条 本学会は毎年1回、定期総会を開催する。総会における議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第12条 本学会の経費は、会員の納入金およびその他の助成金による。本学会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。毎年、定期総会において会計報告をおこなう。

第13条 本学会の会則は、役員総会の決定によって変更することできる。ただし、総会の承認を必要とする。

第14条 本学会の運営に当たっては、運営細則を役員総会において定め、規範とする。

第15条 会則は、1980年11月16日をもって発効する（1998年6月13日、一部改正）。（2011年6月25日、一部改正）（2017年6月17日、一部改正）

日本児童英語教育学会(JASTEC) 運営細則

第1条 本学会の本部、本部事務局および各支部、各支部事務局は、次の場所におく。

【本 部】 〒173-8602 東京都板橋区加賀1-18-1 東京家政大学
第一英語教育学研究室内
TEL: 03-3961-5416
E-mail: jinnkoiz@m.nifty.jp
小泉 仁

【本部事務局】 〒380-8544 長野市西長野6一
信州大学教育学部 酒井英樹研究室内
TEL: 026-238-4191
E-mail: sakaih@shinshu-u.ac.jp
酒井 英樹

【関東甲信越】 支部長：小泉 仁
事務局：〒154-8533 東京都世田谷区太子堂1-7-57
昭和女子大学附属昭和小学校
TEL: 03-3411-5114 FAX:03-3411-5356
Email: r-hatai@es.swu.ac.jp
幡井 理恵

【中 部】 支部長：駒澤 利継
事務局：〒506-0056 岐阜県高山市緑ヶ丘 1-58
TEL: 0577-32-6734
E-mail: arai-kenji@chubu-gu.ac.jp
新井 謙司

【関 西】 支部長：國方 太司
事務局：〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1
国立大学法人大阪教育大学 英語教育講座 箱崎雄子研究室内
TEL: 072-978-3526
E-mail: hakozaki@cc.osaka-kyoiku.ac.jp
箱崎 雄子

【中国・四国】 支部長：國本 和恵
事務局：〒739-8511 東広島市鏡山1-1-1
広島大学 兼重 昇研究室内
E-mail: kanesige@hiroshima-u.ac.jp
兼重 昇

【九州・沖縄】 支部長：大城 賢
事務局：〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原1
琉球大学教育学部 大城 賢研究室内
TEL: 098-895-2221
E-mail: koshiro@edu.u-ryukyu.ac.jp
大城 賢

第2条 支部長は、各支部において本学会役員の中から選任する。また、同様に支部事務局の責任者を定めて支部事務局長と呼ぶ。

第3条 各支部の運営に一定の役割を担う会員を研究員に任ずる。研究員は支部役員会に出席することができる。

第4条 本学会には、次の専門委員会を設ける。

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| ①国内交流委員会 | ②国際交流委員会 |
| ③『研究紀要』編集委員会 | ④『Newsletter』編集委員会 |
| ⑤広報委員会 | ⑥調査研究委員会 |
| ⑦大会実行委員会(研究大会のつど、適宜設置する) | |
| ⑧選挙管理委員会(役員選挙を行う役員総会のつど、設置する) | |

第5条 本学会の各会員は、次の会費を前納する義務を負う。

①一般会員：個人	会費 年額 6,000円
②賛助会員：団体または法人	会費 年額 15,000円
③団体会員：任意のグループ	会費 年額 10,000円
④学生会員：学部学生に限る	会費 年額 4,000円

第6条 本学会の一般会員および学生会員には、次の便宜が与えられる。

- ①総会、研究大会、および研究部会への参加(原則として無償)。
- ②『Newsletter』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ③『研究紀要』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ④『Newsletter』への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑤『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。

第7条 本学会の賛助会員には次の便宜が与えられる。

- ①総会、研究大会、および研究部会への参加。ただし、総会の議決権は各賛助会員毎に1とし、研究大会および研究部会への参加は、各賛助会員毎に3名までを会員みなす。
- ②『Newsletter』発行のつど2部ずつその無償配布を受けること。
- ③『研究紀要』発行のつど2部ずつその無償配布を受けること。
- ④『Newsletter』への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑤『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑥『Newsletter』への広告記事の掲載(有償)。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑦総会、研究大会、研究セミナー等における教材の割引料金での優先的展示(有償)。

第8条 本学会の団体会員には次の便宜が与えられる。

- ①総会、研究大会、および研究部会への参加。ただし、総会の議決権は各団体会員毎に1とし、研究大会および研究部会への参加は、各団体会員毎に3名までを会員とみなす。
- ②『Newsletter』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ③『研究紀要』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ④『Newsletter』への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑤『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。

第9条 本学会の『研究紀要』は1年度内に1回、『Newsletter』は1年度内に2回以上、発行する。